



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度における 都道府県担当職員の役割

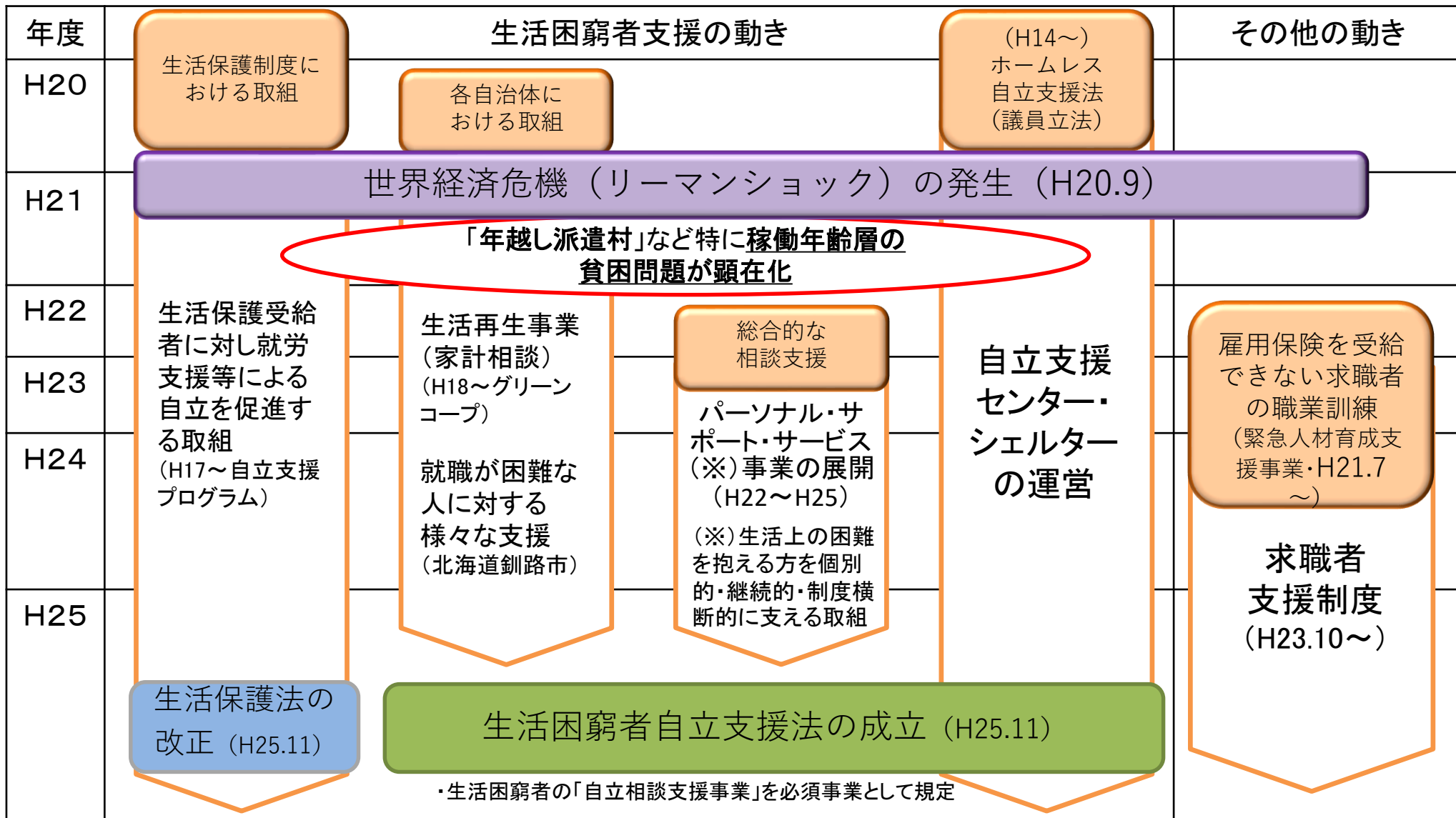
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室

室長 唐木 啓介

1-1 生活困窮者自立支援制度の 経緯とめざす目標と基本理念

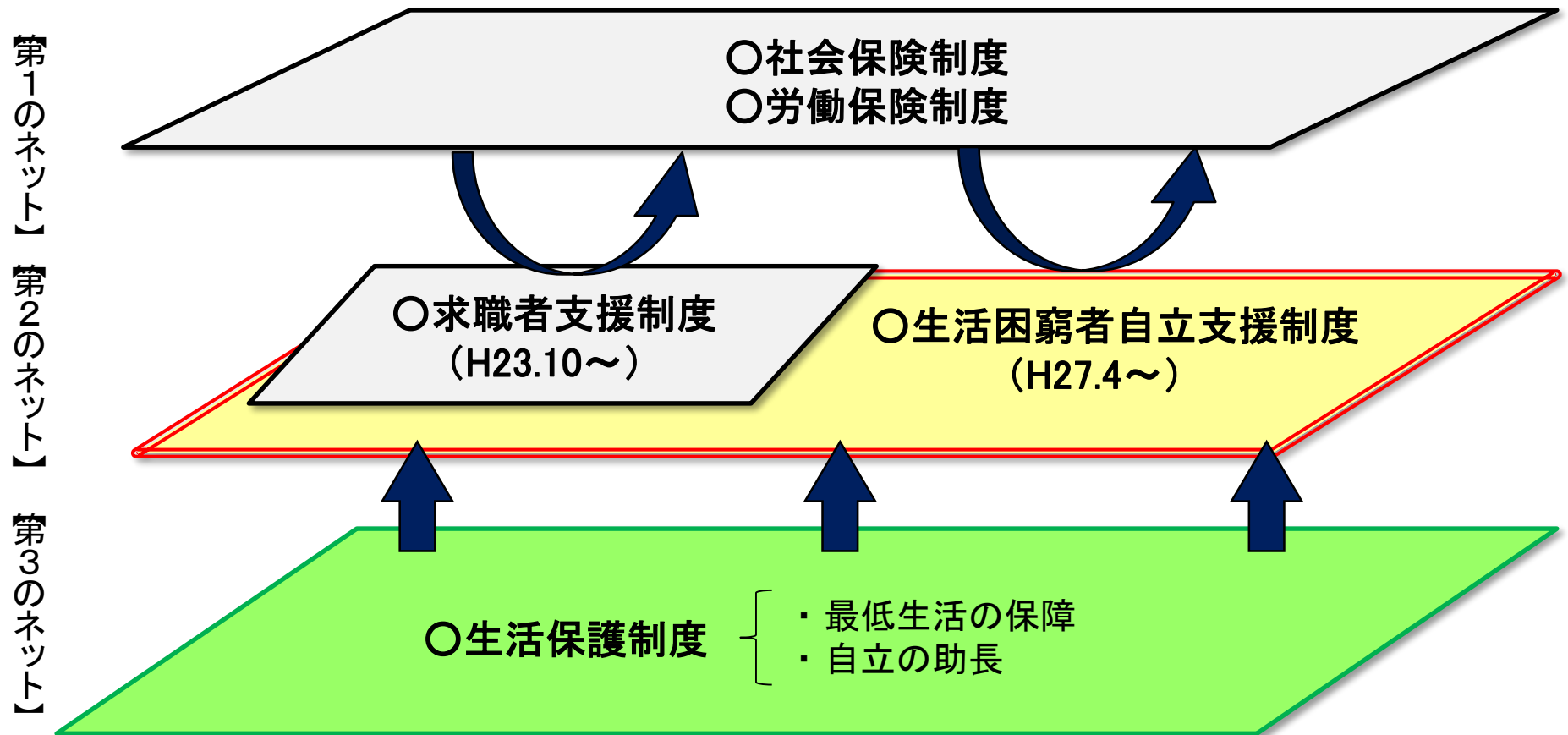
生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



「生活困窮者」とは？

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。5

3. 生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

本研修の達成目標

- ① 都道府県担当者が生活困窮者自立支援制度を理解し、自分の役割を認識する。
- ② 都道府県担当者が関係機関、関係機関とネットワークを組み、課題が共有できる体制を整えられるようになる。
- ③ 都道府県担当者が管内の自治体の状況を把握し、適切な情報発信やスーパーバイズが行えるような体制を整えられるようになる。
- ④ 都道府県担当者どうしが他の都道府県担当者と情報交換ができるようになる。

1-2 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場の状況は一変。自立相談支援機関では、**感染防止策**を講じつつ、連日、**急増する相談に対応**。

【件数の増加】

○自立相談支援件数（令和2年度）

相談件数：**約74.5万件**※1（令和元年度24.8万件※2）

※1 速報値（未報告あり）、 ※2 速報値



○緊急小口資金等の特例貸付（償還免除付き）（令和2年度）

貸付件数：**約189.2万件**（令和元年度 約1万件）

○住居確保給付金（収入減少も対象）（令和2年度）

支給件数：**約13.4万件**（令和元年度 約4千件）



【件数の増加に伴う現場への影響】

- ・ 感染拡大の**長期化**
- ・ 相談件数の急増による深刻な**人手不足**
- ・ **労働環境の改善**の必要性
- ・ 通常の**相談支援が行えない**状況

7月以降は自立支援金も併せて実施

新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

【相談ニーズの顕在化】

○新型コロナウイルス感染症の影響、住居確保給付金支給拡大に伴う自立相談支援機関等の数・状態像の変化を見ると、「よくあてはまる」「ややあてはまる」を合算し、5割超の項目を抽出すると以下のとおり。

①	相談者が増えた	約9割
②	個人事業主からの相談が増えた	
③	就労支援が必要な人からの相談が増えた	約8割
④	住まいに課題のある相談が増えた	
⑤	非正規労働者からの相談が増えた	約7割
⑥	若年層からの相談が増えた	
⑦	外国籍からの相談が増えた	約6割
⑧	家計に課題のある相談が増えた	
⑨	高齢者からの相談が増えた	約5割

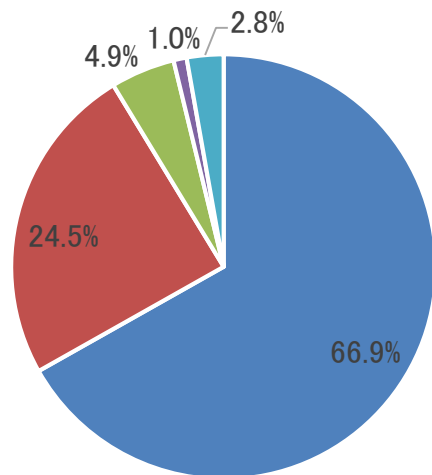
新型コロナウイルス感染症への自立相談支援機関等の対応状況

【自立相談支援機関本来業務への負担感】

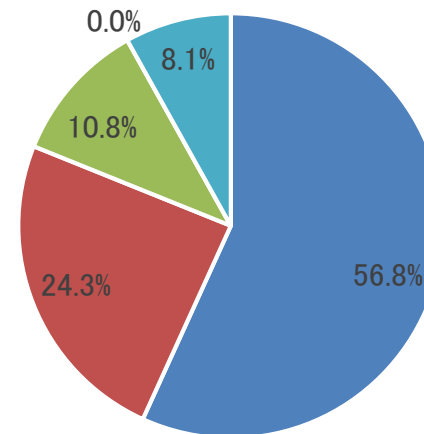
○相談者の数・状態像の変化により、自立相談支援機関における本来業務の実施にどの程度負担や困難さを感じているか

→基礎自治体では約9割、都道府県では約8割が自立相談支援機関への負担が増加と回答

基礎自治体



都道府県



■ 強く感じる ■ 少し感じる ■ あまり感じない ■ 全く感じない ■ 無回答 ■ 強く感じる ■ 少し感じる ■ あまり感じない ■ 全く感じない ■ 無回答

	基礎自治体		都道府県	
	件数	%	件数	%
強く感じる	339	66.9%	21	56.8%
少し感じる	124	24.5%	9	24.3%
あまり感じない	25	4.9%	4	10.8%
全く感じない	5	1.0%	0	0.0%
無回答	14	2.8%	3	8.1%
合計	507	100.0%	37	100.0%

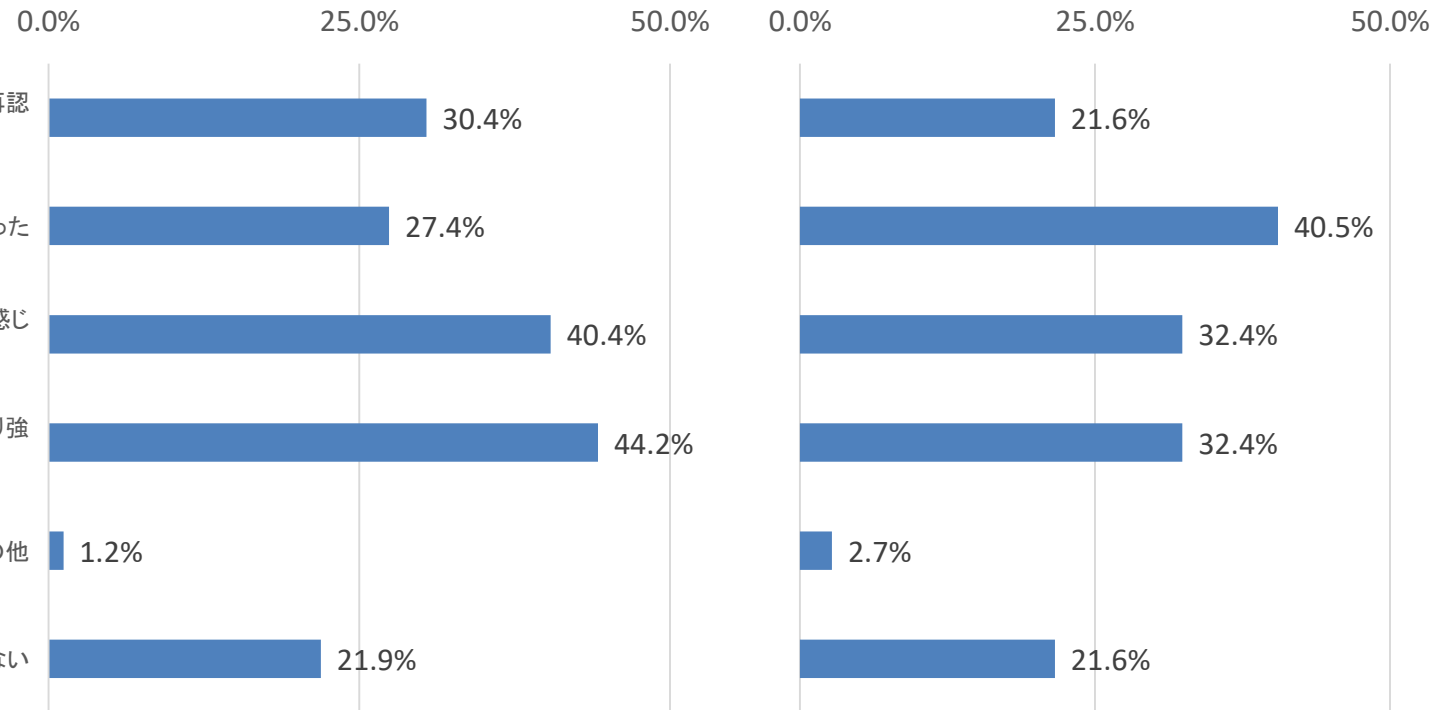
新型コロナウイルス対応の状況

【生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識の変化】

○自治体のける生活困窮者自立支援制度の実施に対する認識に変化があったかを聞いたところ、**庁外の関係機関との連携、庁内部局との連携**について**約4割が重要性を感じる**と回答した。

基礎自治体

都道府県



1-3 生活困窮者自立支援制度の 概要

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**
約30万人(H29・厚
生労働省推計)

ホームレス
約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**
約0.3万人(R2・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**
約53万人(R1・労
働力調査)

**ひきこもり状態に
ある人**

- ・15～39歳までの者 約18万人
(H27・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)
- ・40～64歳までの者 約37万人
(H30・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約10万人(H29)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約121万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

<対個人>

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

<対地域>

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

- ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

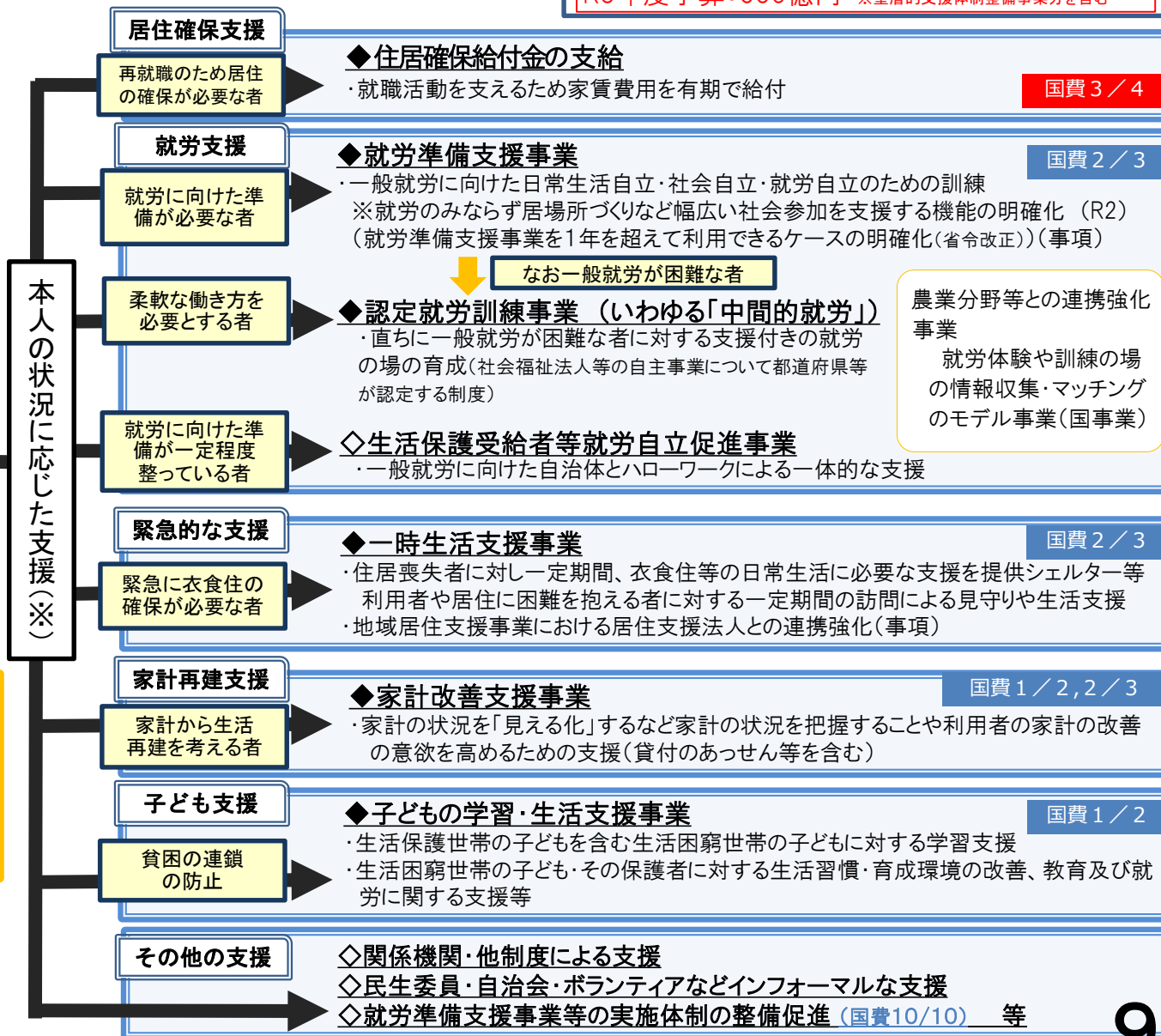
- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

- 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

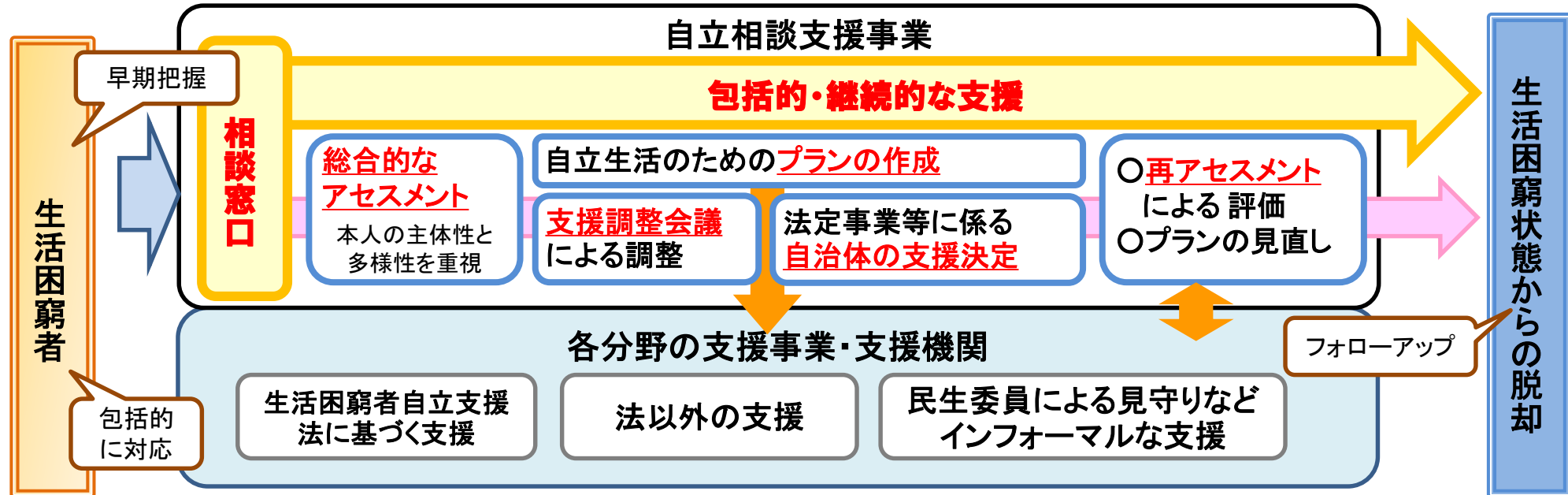
※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

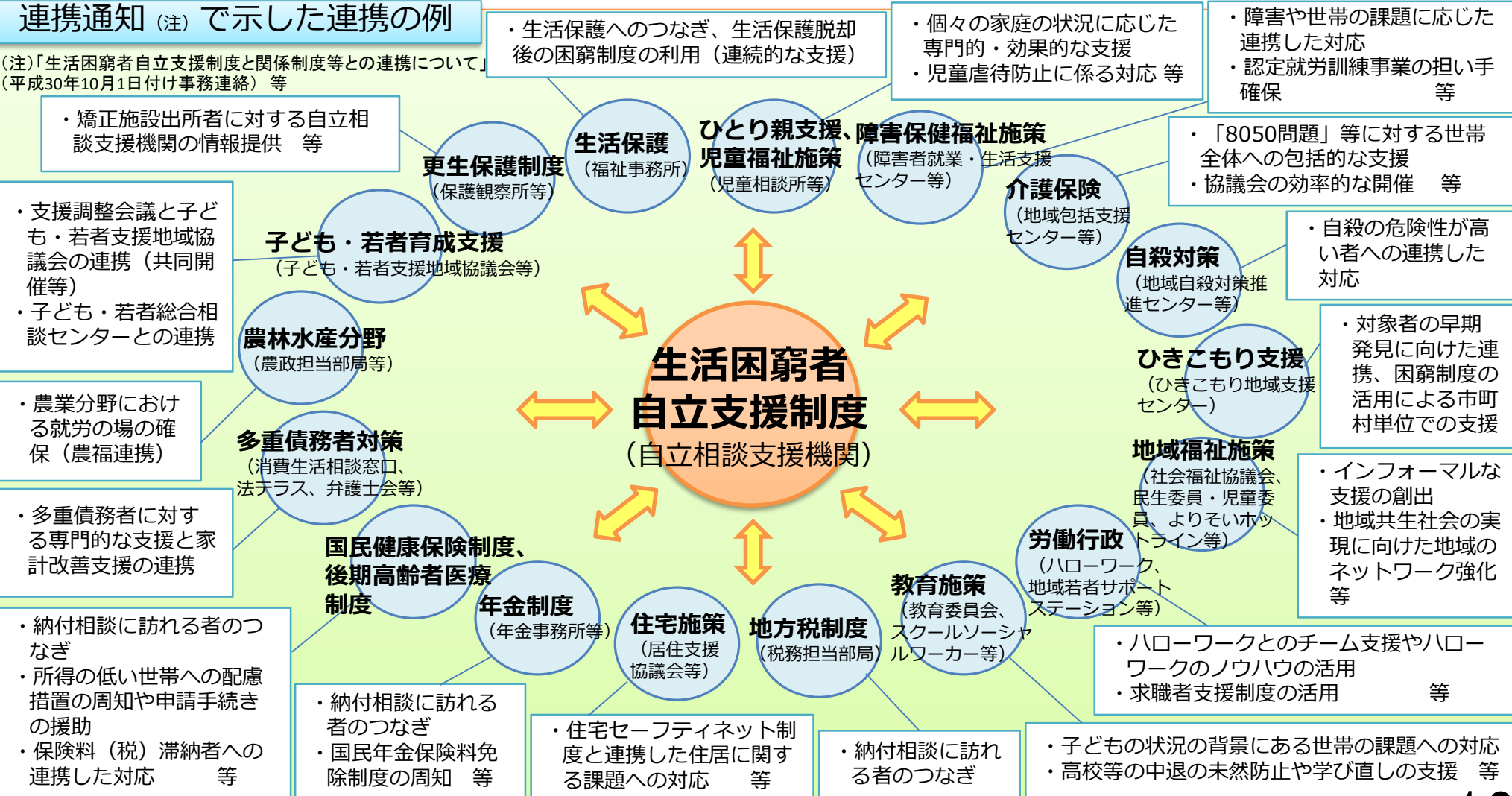
- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

市の概要

人口：115,252人
高齢化率：24.7%
保護率：6.5%
産業構造：
1次産業4.4%、
2次産業39.3%、
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
 - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

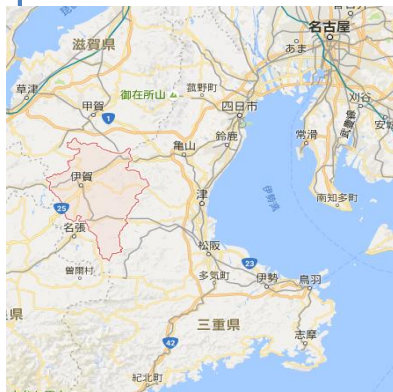
- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

市の概要

人口：94,054人
 高齢化率：31.1%
 保護率：10.0%
 産業構造：
 1次産業7.5%、
 2次産業38.5%、
 3次産業53.1%



- 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
 高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 → 生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
 困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

企業(和菓子企業)
 栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

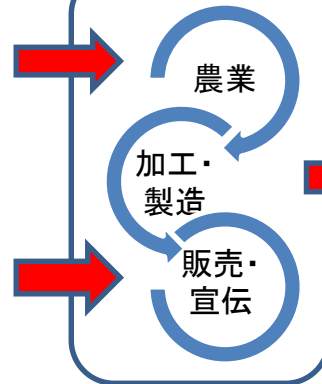
これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

環境NPO
 福祉分野

6次産業化



地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

地域における
生活困窮者への
包括的支援体制の
構築

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

1-4 都道府県の役割及び市町村への支援

都道府県の役割(制度上の位置づけ等)

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
 - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
 - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条) (※)
 - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3～5 (略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 (略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 具体的な取組として期待しているもの

任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等

各事業の従事者に対する人材養成研修(都道府県研修)

支援員向けのスーパーバイズ

地域ごとの関係機関ネットワークづくり

就労訓練アドバイザーの設置

産業雇用部門のノウハウや都道府県単位の各種団体のネットワークを生かした、基礎自治体の就労支援のバックアップ

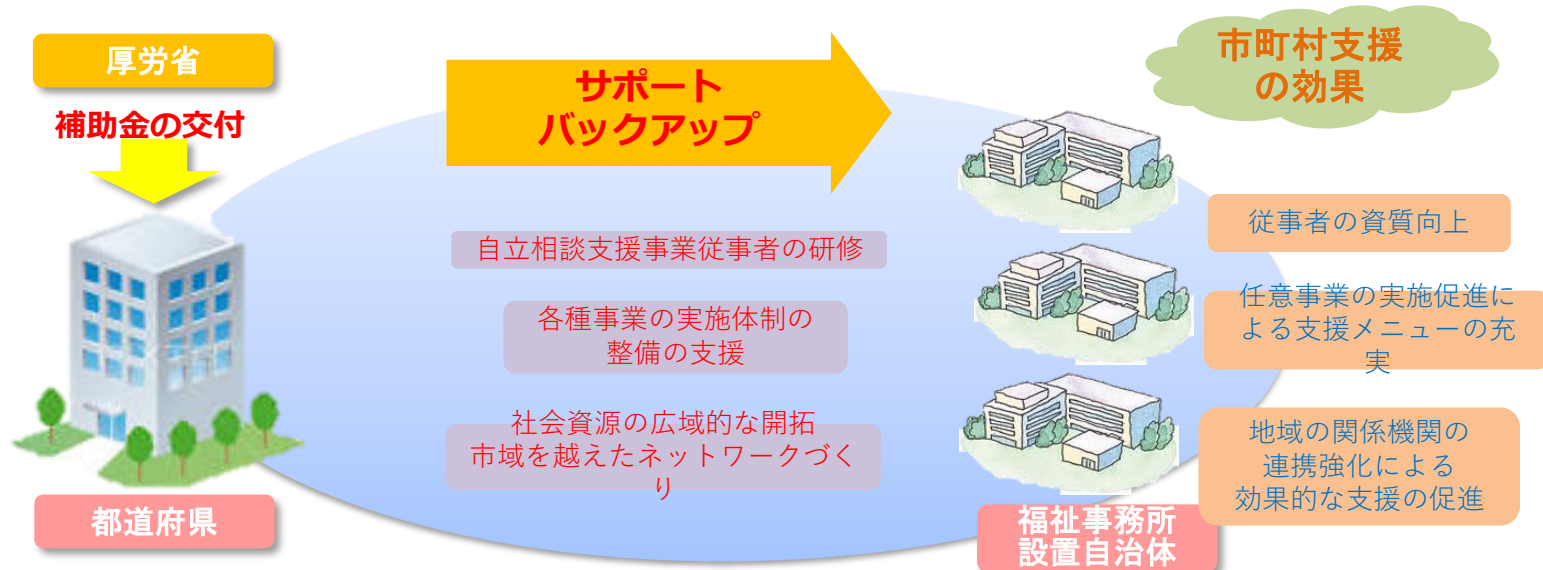
都道府県による市町村支援事業

平成30年10月～

事業の概要

- 都道府県による市町村の支援として、
 - ①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施
 - ②市町村が行う各種事業への効果的・効率的な手法による実施体制整備への支援
 - ③支援が困難な事例に対し、市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場の構築等の事業を行う。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ

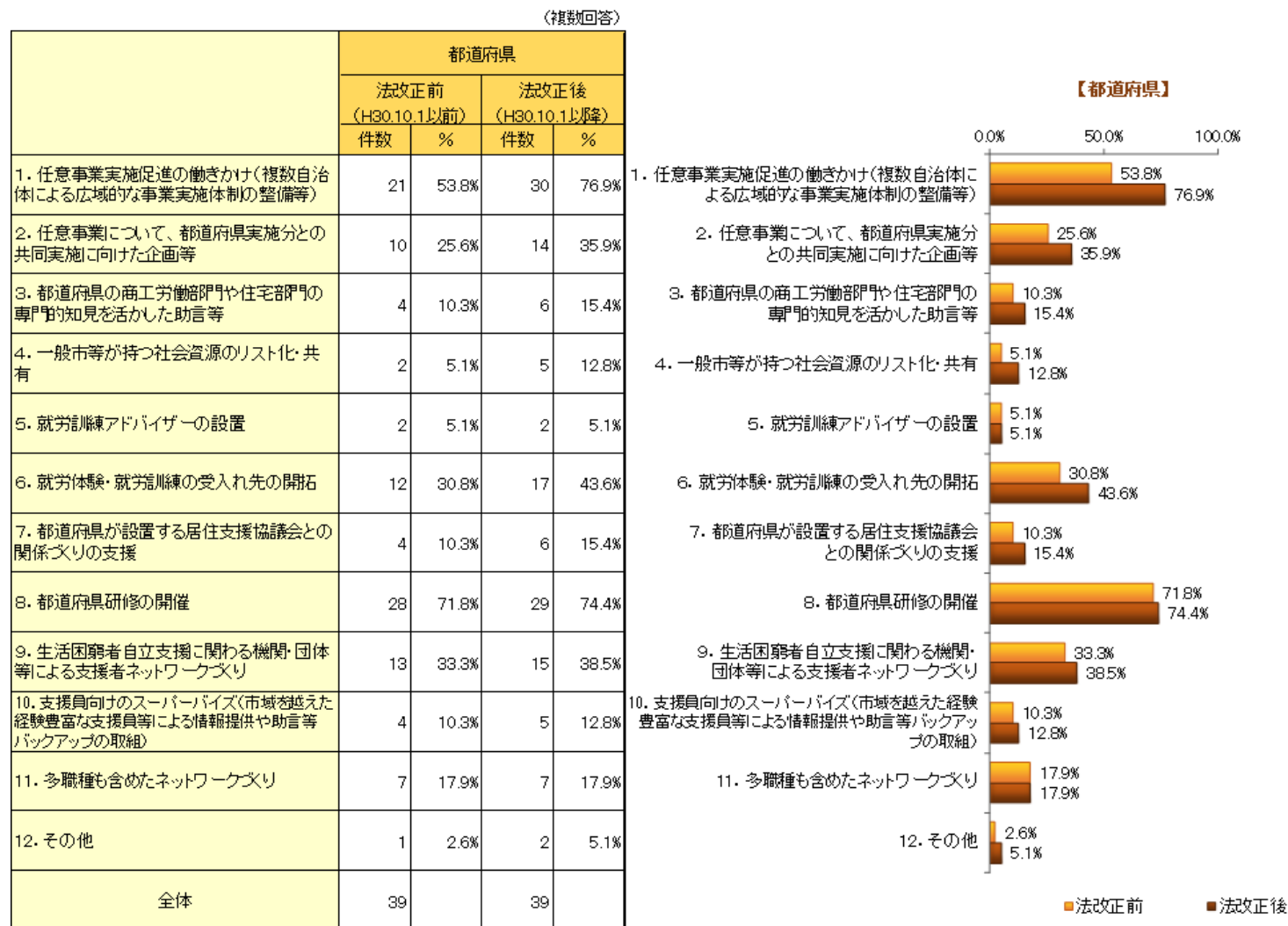


期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

都道府県による支援の状況①

- 法改正前後を比較すると、一部の支援については実施率が向上しており、実施に関する働きかけ（76.9%）や研修の開催（74.4%）等の支援は実施率が高い。
- 一方、就労訓練アドバイザーの設置（5.1%）や、支援員向けスーパーバイズ（12.8%）といった技術的な支援は低調となっている。



都道府県による支援の状況②

- 就労訓練アドバイザーの設置や、支援員向けスーパーバイズといった支援を行っているとは回答した都道府県内の自治体は、支援実績が比較的高い値となっており、こうした支援の強化が重要であると考えられる。

	法改正後		福祉事務所設置自治体(基礎自治体)数(N)	人口10万人あたり新規相談受付件数(平均)	人口10万人あたりプラン作成件数(平均)	人口10万人あたり就労支援対象者数(平均)
	管内自治体が効果的かつ効率的に事業を実施していくための支援(複数回答)	都道府県数				
1. 任意事業実施促進の働きかけ(複数自治体による広域的な事業実施体制の整備等)	30	76.9%	372	16.1	4.3	2.0
2. 任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等	14	35.9%	143	15.8	4.3	2.0
3. 都道府県の商工労働部門や住宅部門の専門的知見を活かした助言等	6	15.4%	72	17.3	4.3	1.9
4. 一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有	5	12.8%	58	14.4	4.0	1.5
5. 就労訓練アドバイザーの設置	2	5.1%	40	20.6	5.6	3.1
6. 就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓	17	43.6%	237	16.4	4.5	2.2
7. 都道府県が設置する居住支援協議会との関係づくりの支援	6	15.4%	72	15.6	4.6	2.2
8. 都道府県研修の開催	29	74.4%	341	16.4	4.4	2.1
9. 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークづくり	15	38.5%	185	16.9	4.7	2.3
10. 支援員向けのスーパーバイズ(市域を越えた経験豊富な支援員等による情報提供や助言等バックアップの取組)	5	12.8%	54	19.6	5.0	2.6
11. 多職種も含めたネットワークづくり	7	17.9%	81	14.6	4.7	2.2
全体	39	100.0%	507	16.1	4.5	2.1

任意事業の実施状況推移

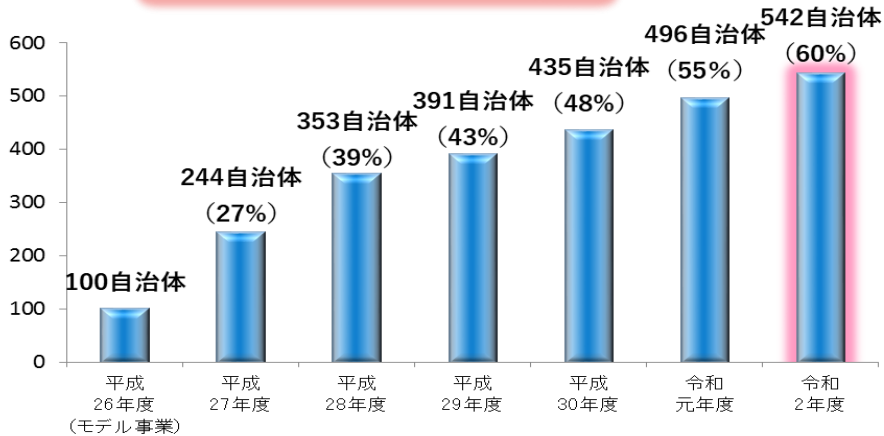
- 令和2年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して徐々に増加している。
- 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施率は令和2年度に60%を超えた。

(1) 任意事業の実施状況推移

(n=905)

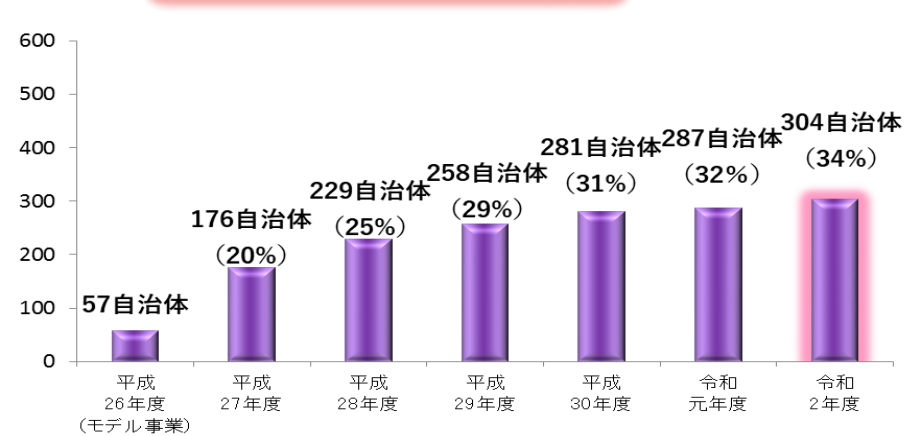
(自治体数)

就労準備支援事業



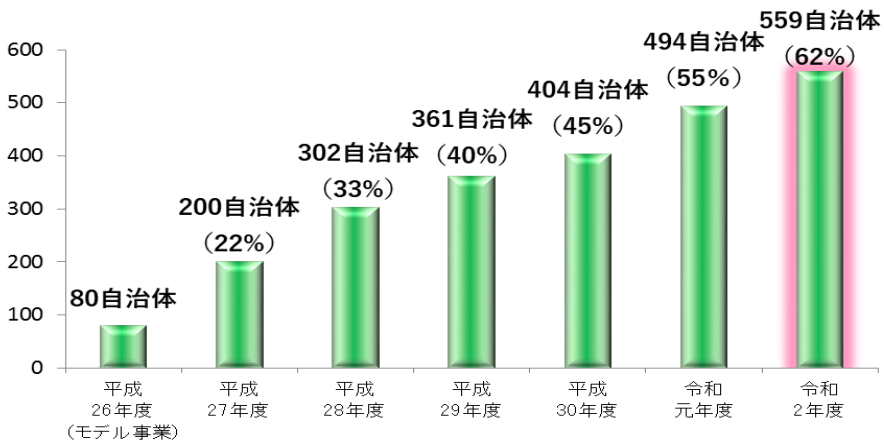
(自治体数)

一時生活支援事業



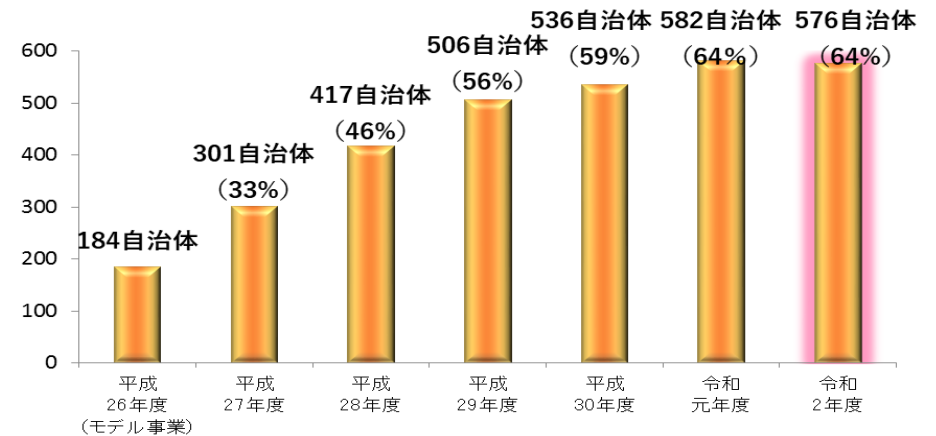
家計改善支援事業

(自治体数)



(自治体数)

子どもの学習・生活支援事業



※令和2年度の数値は、令和2年10月1日時点で実施している自治体数

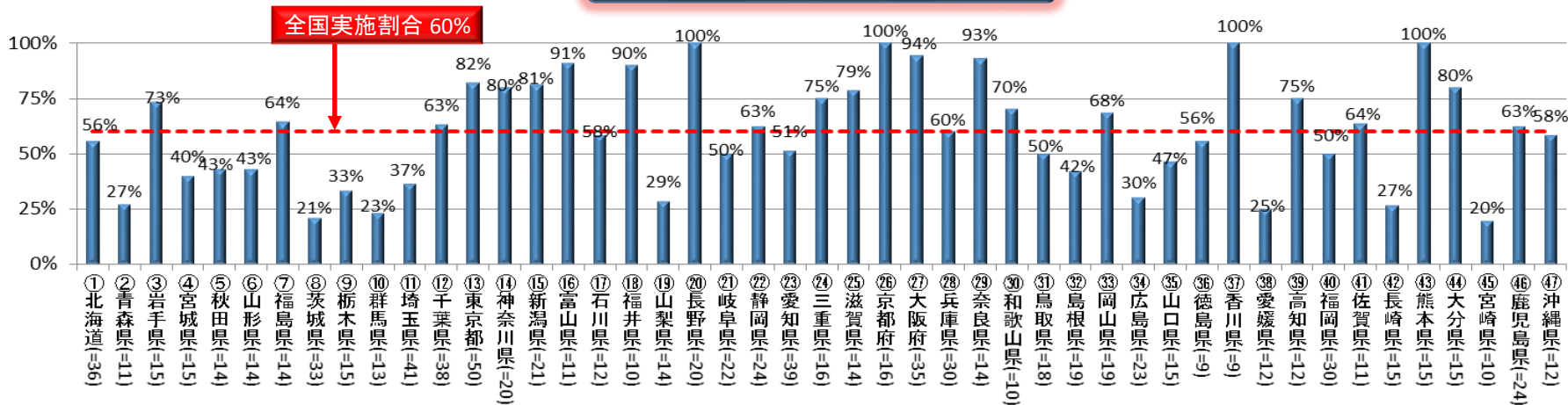
(参考) 任意事業の実施状況 (都道府県別の実施割合) ①

○ 令和2年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は60%、家計改善支援事業は62%、一時生活支援事業は34%、子どもの学習・生活支援事業は64%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。

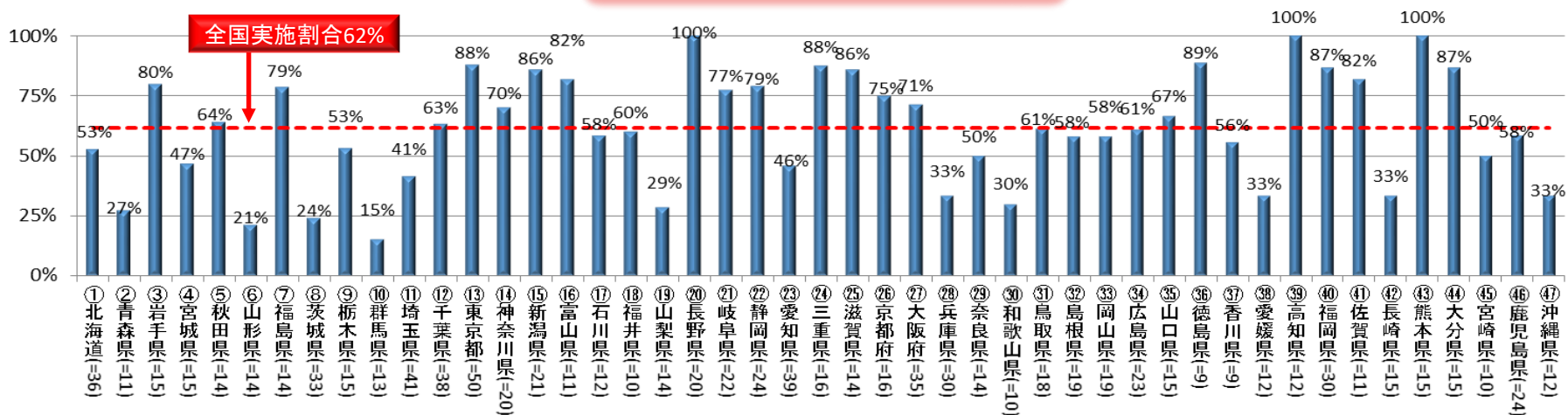
(2) 任意事業の都道府県別の実施割合

(n=905)

就労準備支援事業 実施割合



家計改善支援事業 実施割合

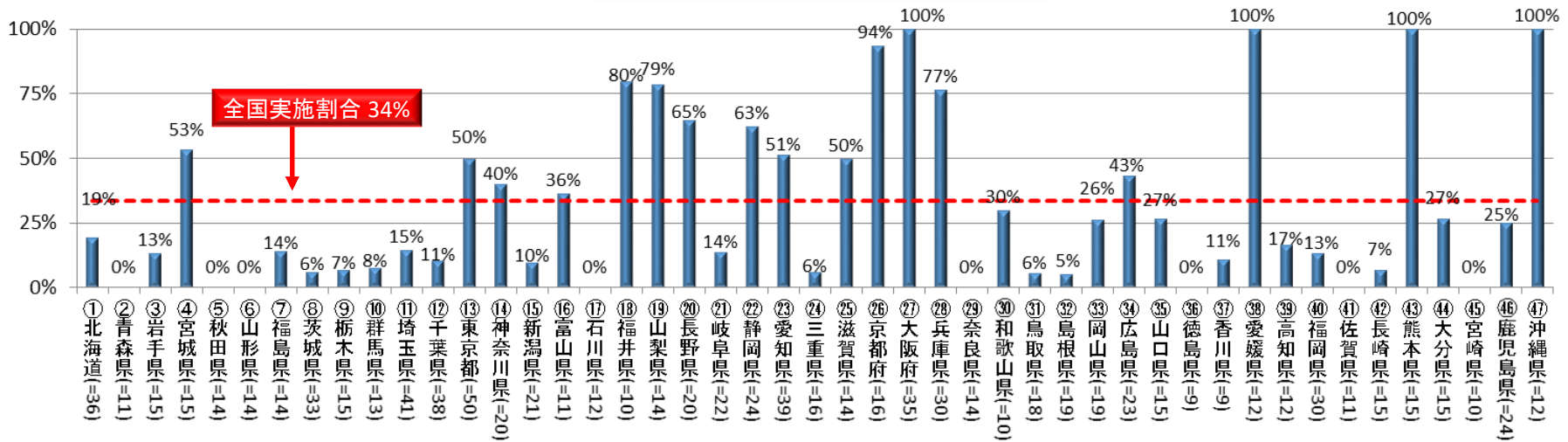


(参考) 任意事業の実施状況 (都道府県別の実施割合) ②

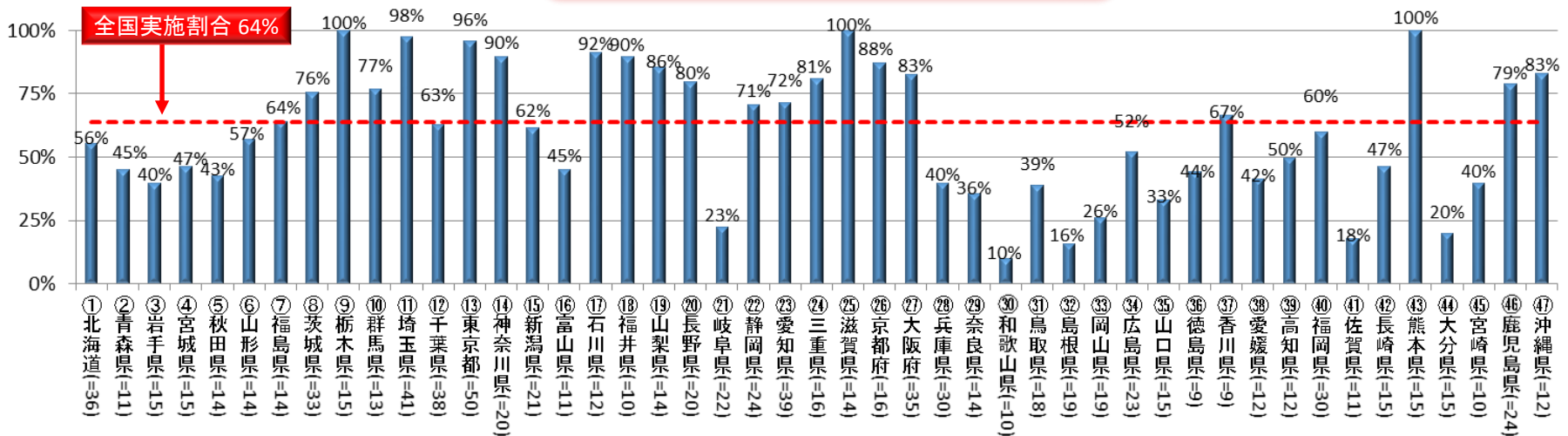
(2) 任意事業の都道府県別の実施割合

(n=905)

一時生活支援事業 実施割合



子どもの学習・生活支援事業 実施割合



任意事業の推進(任意事業の全国実施に向けた方策)

- **単独自治体での実施困難な場合、①周辺自治体との共同実施**や**②都道府県主導による広域での実施**。
- 特に、**就労準備支援事業及び家計改善支援事業**は、自立相談支援事業と併せて**一体的実施を促進**。
 - ※ **家計改善支援事業**・・・両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合、家計改善支援事業の**補助率を引き上げ(1/2→2/3)**。
 - ※ **就労準備支援事業**・・・生活困窮者の利用促進につながるような**インセンティブを補助**の仕組み。
→これらの取組を通じ、自治体の実情に留意しながら**3年間の集中実施期間での完全実施**を目指す
- 就労準備支援事業等の未実施自治体の多い10都道府県を重点都道府県を集中支援(自治体コンサルタント等)。

○周辺自治体との共同での事業実施

就労準備支援事業

- 近隣3市で就労自立段階の者に対する就労体験を共同で実施。事務局は3市で持ち回りとしており、体験先の開拓や参加者の募集、支援員による体験先事業所への同行等を行っている。体験先事業所は各市に所在しており、遠方で通えない者への送迎も実施。(兵庫県加西市、加東市、西脇市の取組事例)

子どもの学習支援事業

- 近隣5市が共同して、学習教室や就労体験等の相互利用を実施。相互利用により教室開催日数、場所の確保や利用者への複数の選択肢の提供というメリットが生まれている。(埼玉県越谷市)

○都道府県主導による広域での事業実施

就労準備支援事業

- 県が中心となり、県内3市と共に(公財)沖縄県労働者福祉基金協会に委託して共同で実施。沖縄本島に3つの拠点を設置。県がまとめて委託契約を行い、各自治体はあらかじめ協議のうえで決定した負担額に応じた利用定員の範囲内で事業を利用している。(沖縄県)

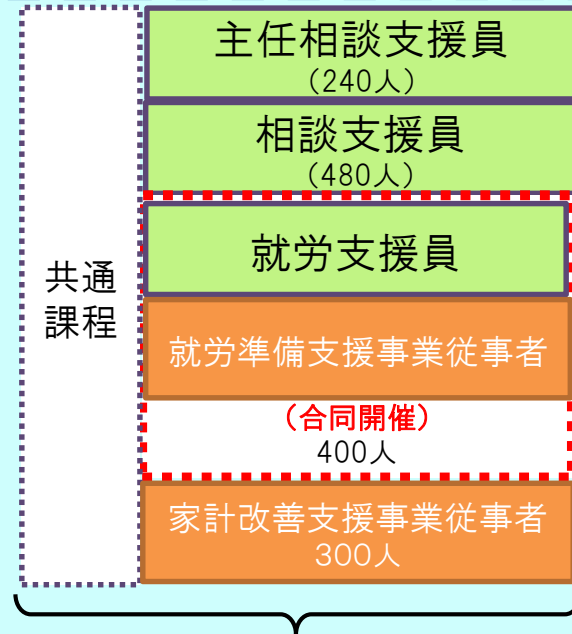
家計相談支援事業

- 全県的に実施する必要があるという考え方のもと、県内各市に対して共同実施を提案。(9市で実施)県内に2箇所の拠点を設け、各自治体へ週2回程度の出張相談を行っている。(熊本県)

1-5 人材養成研修(都道府県担当者研修)

令和3年度 人材養成研修の全体像

【 国の役割 】



各 17.5時間程度

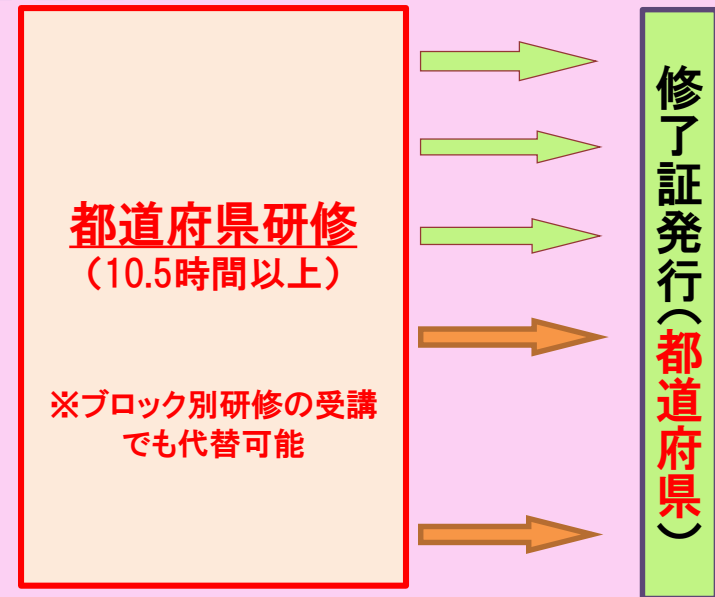
担当者研修
(都道府県研修企画立案のための研修)
(150人:12時間程度)

テーマ別研修(ひきこもり研修)
(240人:18時間程度)

新 生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修
(240人:6時間程度)

【 都道府県の役割 】

都道府県主催研修 (任意実施)



※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

※ この他、国研修を受講できなかった新任者等を対象とした基礎研修も実施されたい。

【参考】

令和3年11月に全国研修の位置付けとして「第8回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」が実施予定のため、積極的に参加されたい。

令和3年度以降の生活困窮者自立支援制度 各研修の位置づけ整理

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。

修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員(生活保護、障害、介護、地域共生等)、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。

従来型の任意実施の都道府県主催研修の位置づけ

- 対象者
 - ・ 研修内容に応じて都道府県が自由に設定可能。
 - 研修内容
 - ・ 新任者研修、経験者フォローアップ研修など。
- ⇒ 令和3年度以降も、各都道府県独自の研修として、引き続き実施されたい。

1-6 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

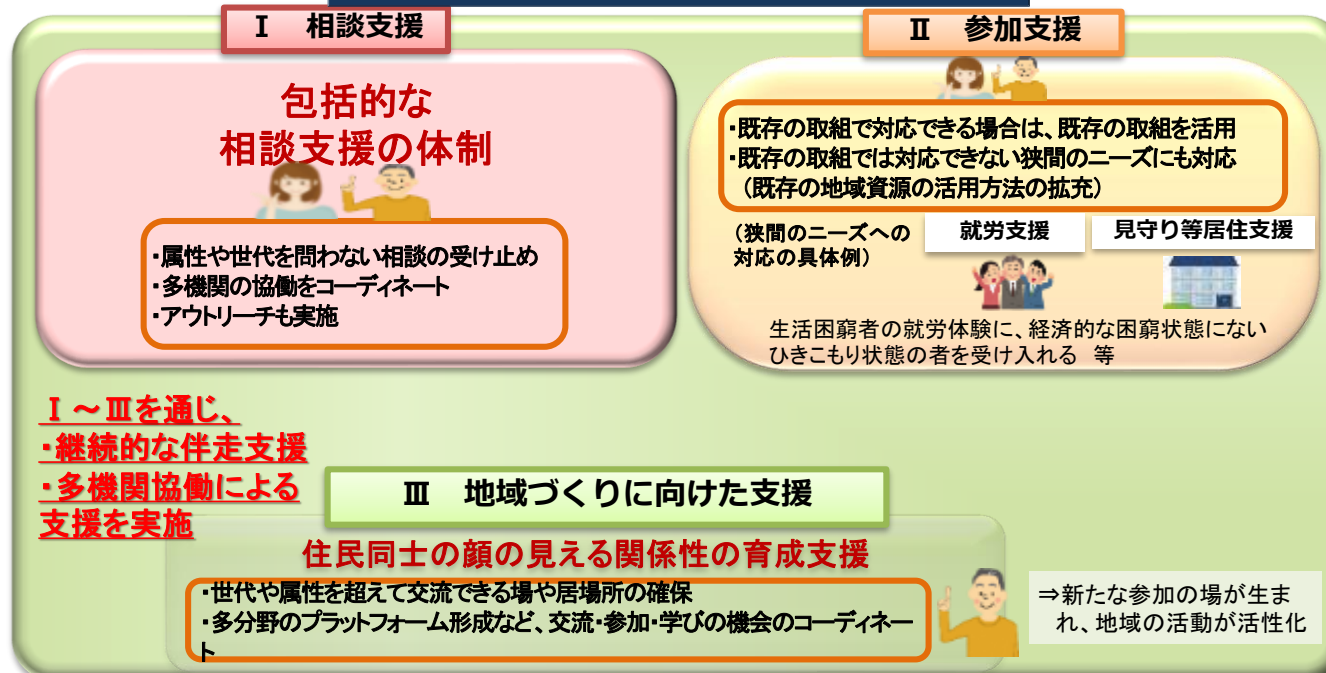
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

重層的支援体制整備事業(R3.4～)



令和2年度予算と、令和3年度予算要求の比較(イメージ)

- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は、新たな3機能(多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援)に必要な予算を要求する。あわせて、重層的支援体制整備事業に移行するための準備等に必要な予算を要求。

令和2年度

モデル事業

(取組内容)

- ①地域の様々な相談の受け止め、地域づくり
- ②多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ③参加支援
- ④都道府県事業
- ⑤包括的支援体制への移行に係る調査事業

社会福祉法改正

令和3年度

重層的支援体制整備事業 (法に基づく事業)

(取組内容) ※新たな3機能にかかる事業を新規要求

- 多機関協働事業(新規要求)
 - アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規要求)
 - 参加支援事業(新規要求)
 - 既存事業(既存予算の活用)
 - ・介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援
 - ・介護、障害、子育て、生活困窮の地域づくり
- ※モデル事業①は既存事業や「アウトリーチ等事業」で対応
 ※モデル事業②は「多機関協働事業」
 ※モデル事業③は「参加支援事業」で対応

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

(取組内容)

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
 - 参加支援
- ※重層的支援体制整備事業への移行に向けた準備

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

(取組内容)

- 市町村本庁内連携促進のための支援(市町村の関係部局横断的な説明会の実施など)
- 市町村間交流・ネットワーク構築支援(情報共有の場づくり)
- 新事業の周知・広報、新事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 包括化支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整等

- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築に向け施行的取組を推進してきたモデル事業は令和2年度に廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業等を新設。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました